

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

嵐山町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

制度創設時から国保事業の健全な運営の確保に努めてまいりましたが、被保険者の減少と高齢化、無職者や非正規雇用者といった低所得者が増加、また一人当たりの医療費の増加といった加入者の状況の大きな変化により国保財政の現状は大変厳しい状況です。

埼玉県が財政主体になった現在、本町は県の方針や指導に基づき、医療費の適正化や収納率の向上を目指し、引き続き取り組んでまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

本町におきましては、財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、医療費の適正化や収納率の向上に取組み、健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

令和3年度より一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりませんので、今後も埼玉県の運営方針に基づき、適切な対応に努めてまいります。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

第3期国保運営方針で県は、収納率向上の取組支援と医療費適正化の取組促進、また赤字削減、解消の取組を市町村と共に取り組むと言っております。本町も共通認識の下、国民健康保険の安定な運営を埼玉県と共に取り組んでまいります。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割の全額減免を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割りの軽減を実施しております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

政令等で示されている標準保険税率の「応能・応益割合は50：50」ですが、令和4年度当初における本町の割合は、応能割が59.22%、応益割が40.78%と引き続き応能負担割合が高くなっており、低所得者に配慮した賦課割合となっております。

今後、税率改正等を行う際は、賦課割合についても十分考慮してまいります。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割の全額減免を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割りの軽減を実施しております。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

本町におきましては、令和3年度から財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりません。健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

本町におきましては、国保財政の運営の中で、毎年財政調整基金を繰り入れて対応し、税率を上げることなくやってまいりました。しかし、現在基金残高を見まして、来年度予算の積算が難しい状況です。近隣を見ましても多くの市町村が税率の見直しを行っております。本町におきましても準統一に向け急激に税率を上げないためにも税率の改正を検討してまいります。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

保険証の発行につきましては、税負担の公平性を保つという観点から、その趣旨に則り、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

交付すべき保険証につきましては、簡易書留により各被保険者世帯に発送しておりますが、そのような中でどうしても受け取りができない被保険者の方もいらっしゃいます。そのような場合にも、定期的に保険証を受領していただくよう文書等によりご案内しております。今後もすべての被保険者の皆様に保険証をお届けできるように努めてまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、税負担の公平性を保つという観点から制度化されており、町ではその趣旨に則り、資格証明書切り替えの時点における窓口来庁時などをはじめとして、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。今後も担当部門と協力しながら、制度の運用に対して適切な対応に努めてまいります。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

【回答】

現行のままでは、障害者や介護の必要な高齢者等不利益を被る恐れがあるため、保険診療が受けられない方を出さないよう国の政策や対応を注視してまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】

短期保険証は被保険者間の負担の公平を図るため、制度化されており、納付すべき保険税額により6カ月、3カ月、1カ月と交付並びに保険給付の一時差し止めを行うものです。

町ではその趣旨に則り、窓口来庁時などをはじめとして、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。今後も担当部門と協力しながら、制度の運用に対して適切な対応に努めてまいります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

国保税の減免制度の拡充につきましては、令和3年度より新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免について実施しております。

保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

各種申請方法におけるその簡便さについては、行政職員と住民の方との意識の違いが存在すると思われまふ。減免の申請にかかわらず、各種申請又は届出等を行う際には、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

医療機関に減免申請書を設置することは、医療機関に対して大変な負担を求めることとなるため、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

- ① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

滞納者に対しては、納税相談により本人や家族から収入および生活費等の支出状況を聞き取り、本人等の意向も伺いながら個別に判断し相談者の実状に合った対応を心がけております。その結果、納付能力があるにも関わらず、未納の方については差押え等の滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については滞納処分の停止を行い、強制的な取り立てはしていません。

また、納税相談等で生活困窮が疑われる事案については、生活支援部署への相談を推奨しております。

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

本町では、納税相談や財産調査により状況を把握し、納付能力があるにも関わらず未納の方については差押え等の滞納処分を行っております。給与差押による取り立ては法律に基づく差押禁止額の規定に則って行い、給与以外の債権についても同様に生活費を除いた額を取り立てております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

本町では、納付期限までに納付されない方については督促状、催告書等で納付を促します。納税相談の機会も設けておりますがそれでも納付がない方については、財産調査を並行して行います。その結果、事業費等の振込口座の確認が取れば、まず預金差押えを行います。預金差押にあたっては給与の差押禁止額の規定に則り行います。預金からの差押えで取り立てが不可能な場合は、最終的な手段として売掛金の差押を行います。事業の継続を脅かすことも重々承知しておりますので、納税相談の機会も十分に設け、慎重に対応し一方的な差押えは行っておりません。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の差押え等の滞納処分は「国税徴収法における滞納処分の例によること」とされており、他の諸税と同様の扱いとしております。しかしながら、すべての町税において納税相談による本人からの聴き取り及び財産調査等で生活状況を客観的に判断し滞納整理を進めておりますので、特別な対応はしておりませんが当事者の生活実態に配慮した対応をとっております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委

員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

本町の国民健康保険運営協議会委員の選任にあたり、現在公募は行っておりません。しかしながら、条例の定めにより、被保険者代表3名、保険医又は保険薬剤師代表3名、公益代表3名と定められており、現在その区分に従って適切な方を選任しております。今後も選任の方法等、開かれた協議会を念頭に様々な方法を検討して参りたいと考えております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

本町におきましては、協議会に関する情報を町ホームページに可能な限り掲載して周知を図っております。今後も、協議会運営の改善に向けて努めてまいります。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

令和元年度より、40歳から55歳の方は無料で受診できます。それ以外の方は自己負担500円で気軽に受診できるようになっております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診・特定健診の同時受診については医療機関によって健診項目が異なりますが、特定健診が受診できる86医療機関のうち、36医療機関においてがん検診を実施しております。

③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

未受診者を対象に勧奨通知の発送を予定しております。

④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】

実施事業において、嵐山町個人情報保護条例に基づき適正に管理しております。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和4年度末の残高は、8億3,065千円です。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

本町の財政調整基金の残高は、埼玉県内の町村のなかでも低位にあり、今後の、高齢化等による財政需要を考えた場合、現在のところ、財政調整基金の活用については、難しい状況です。

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

現時点において、国への要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

現時点において、町独自の措置は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りは所得に関係なく実施しています。地域包括支援センターで看護師の見守り訪問を行っており、生活、心身状態の把握に努めています。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施事業により、日ごろから病院を受診していない方や健診を受けていない方等に対して訪問を行い、健康状態を把握、状況に応じて必要な支援やサービスにつなげています。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

コバトン健康マイレージ事業の継続と引き続き、らんらん健康教室も開催しております。また、生き生きふれあいプラザやすらぎトレーニングルームでは、専門トレーナーのもと、利用者の健康づくりを推進しております。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

特定健診については40歳から55歳の方を対象に、肺がん検診では65歳以上の方を対象に、歯科検診では75歳と80歳の方を対象に無料で実施しております。また、歯周病検診として20歳以上の方を対象に2023年度より無料で実施します(年間1日、健康増進センターで実施)。人間ドックについては20,000円の補助を行っており、現時点では無料とする考えはございません。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

昨年度、県に対して助成制度の創設を要望しました。県の回答は、国において難聴等の危険因子に対する予防介入研究も行われていると聞いており、国や他の都道府県の動向も参考に研究していくというものでした。町としては、加齢性難聴者への補聴器購入助成制度の創設に向けて前向きに検討してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

埼玉県地域医療計画（第7次）では、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するための施策を示しています。本町では、国及び県の今後の状況を踏まえ、検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

嵐山町地域福祉人材育成助成金制度の運用を行っておりますが、今後とも国及び県の対策を踏まえ、本町としての取り組みを検討してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

本町においては、令和3年度より母子保健担当と成人保健担当を一体化し、連携効果を発揮できる体制を整えております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

国及び県の対策を踏まえ、本町としての取り組みを検討してまいります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

本町においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に全力を注ぎ、感染拡大防止に努めてまいります。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

感染症法の移行に伴い、国や埼玉県のPCR検査等無料化事業が終了したことを踏まえ、現時点では町独自の検査事業は考えておりません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

高齢化が進展し、要介護認定者が増加し、介護保険財政の負担が大きくなっていく中で、様々な課題がありますが、高齢者が健康を維持し安心して生活していくことができるよう国の指針に基づき介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第1号被保険者の保険料については、3年ごとに見直しを行っています。本町の人口は年々減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は年々増加しており、介護保険サービス費の給付も増加すると見込んでおります。このような状況ですが、本町の保険料は、全国・埼玉県の平均以下の金額となっております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、震災、風水害、火災等により住宅等が著しい損害を受けたときや世帯の主たる生計維持者が、入院、失業等によって収入が著しく減少した場合等は、「嵐山町介護保険条例」に基づき減免を行っています。また、令和元年10月から実施の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用率限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

住民税非課税世帯の利用者に対しては、「嵐山町介護保険利用料助成要綱」に基づき利用料の助成を行っております。

- (2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

現在、補足給付の対象となっている方は123名で、この改正により、負担が増える第三段階②に該当する方は43名になります。本町では、負担軽減措置として町単独事業の介護保険利用料助成事業を実施しており、新たな軽減対策を講じる考えはありませんが、ケアマネジャーや関係機関と連携し低所得者に対する相談体制の強化を図ってまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費と居住費の負担軽減の対象となるサービス以外の助成制度は考えておりません。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

本町において、経営が悪化した介護事業所はありませんが、現場で働いている方が安心して働けるよう国及び県の対策を踏まえ、本町としての取組を検討してまいります。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

本町では県の支援により実施してまいりました。今後も同様の支援を実施してまいります。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

高齢者施設等の従事者については、初回接種より優先接種対象者として接種予約を開始いたしております。

また、現在、高齢者の方等を対象に、令和5年春開始接種を行っております。全額公費で、自己負担なしで接種いただけます。

今年度におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種事業を推進し、感染拡大防止に努めております。

なお、感染症法の移行に伴い、国や埼玉県のPCR検査等無料化事業が終了したことを踏まえ、現時点では町独自の検査事業は考えておりません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行って

ださい。

【回答】

特別養護老人ホーム設置は県が審査を行います。町の意見を求められた際は、適切に対応します。

小規模多機能型居宅介護施設は、「第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」で整備目標を掲げておりますが、今のところ応募がない状況です。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本町では、長寿生きがい課内に地域包括支援センターを設置し直営で運営しています。役場職員数自体が減少する中で包括支援センターの職員を増員することは中々難しい状況です。令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を包括支援センターで実施することによって医療専門職を1名確保することができました。今後も限られた人員ではありますが、個々の職員の専門性やスキルアップを図り、体制の充実を図っていきたいと考えております。また、新採用職員の資格要件に包括に必要な三職種（主任ケアマネ、保健師、社会福祉士）を盛り込むよう働きかけたいと考えます。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護に携わる人材を確保することは、本町でも重要な課題であると認識しております。新規就業者等に対しての独自支援として、「地域福祉人材育成基金」を活用し、介護職に就くための助成を実施しております。また、国や県の支援による介護人材の確保・定着の推進に関する事業等の情報の提供をしています。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

町内の小中学校では、ヤングケアラー（疑いを含む）と判断すべき児童生徒を複数把握しており、適切な支援を行っております。該当の児童生徒に対しましては、福祉課、長寿生きがい課、民生委員等の関係機関と連携しながら、保護者との相談活動、家庭環境改善への働きかけを行っております。具体的には、保護者への啓発相談活動、介護・療育・保育等が必要な状況の改善、家事等への支援、該当児童生徒が安心できる居場所づくり等です。また、教職員のヤングケアラーに対する理解の促進に向けて県人権教育課を講師に迎え、教職員研修会を実施しました。

また、毎年町内中学2年生全員に埼玉県が作成した地域包括ケア漫画「みんないつかは年をとる」を配布しています。

他にも町ホームページにおいて、周知及び相談先を掲載しております。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、各市町村が保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するために、2018年度から創設されました。介護予防の位置づけをさらに高め、地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものであると認識しております。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険の健全な運営と安定的な制度を保持するためには国庫負担割合の引き上げが重要であると思っております。機会を捉えて国県等に要請していきたいと考えています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

国及び県による基本指針に基づき、計画を策定してまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点等事業のうち、専門的人材の確保・養成に関しては、比企地域自立支援協議会の研修会として令和3年度より実施しております。令和4年度に町内の障害福祉事業所に参加いただく事業者連絡会を立ち上げましたので今後は、同連絡会を地域の体制づくりの位置付けとして進めていきたいと考えております。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

国の基準に準拠してまいります。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

町内には、入所施設2箇所、グループホーム16箇所が設置されています。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

高齢者福祉担当課、民生委員と情報共有し、複合的な課題を抱える家族支援を実施してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

人出不足が常態化しているのは、承知しているところであります。微力ながら町では福祉人材の確保・育成を目的に福祉人材育成助成金制度を創設しております。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県の補助制度に準じて実施しております。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

県の補助制度に準じて実施しております。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

比企地域自立支援協議会での働きかけを検討してまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

- (1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当該事業は、実施しております。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の補助要綱に準じて実施しております。

- ③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

現行の事業者に対する運営費の助成及び利用者利用料の助成を継続してまいります。

- (2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

埼玉県タクシー運営協議会にて協議が整った内容に準じて、事業を実施しております。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度での所得制限の導入は予定しておりません。また、埼玉県の福祉タクシー事業に準じて、町単独によるタクシー利用料助成事業も実施しております。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

県へ要望してまいりたいと考えております。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

「嵐山町支え合いマップ」（災害時等要援護者情報台帳）への登載は、自力では避難できない「70歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「障害者の方」、「概ね介護3以上の方」のほか、「日中独居となる高齢者等」も該当します。家族がいても希望があれば登載しております。避難経路については、災害の状況により経路が変わる可能性があるため定めていませんが、要援護者の避難が必要な場合は、バリアフリーの避難所に避難していただきます。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示する新たな制度が創設されました。新たな制度に対応するため、関係課が連携して準備を進めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

本町においては、大規模災害時に自宅・車中・その他に避難している方は、最寄りの避難所または町災害対策本部に避難先を届け出ることで、避難者として把握いたします。救援物資は、その方の分も含めて最寄りの避難所に届きますので、そこで受け取る仕組みとなります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

被害状況や民間団体が行う支援の内容などが分かった際に、状況に応じて名簿の開示ができるかどうかの判断をします。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害対策は防災担当課、感染症対策は健康管理担当課が主となり連携して対応しております。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

他の感染症と同様に感染防止に努めていただくことは重要と考えております。市場での供給が出来ない状況となった時などは、衛生用品の防災備蓄品の活用について、防災担当課と連携・調整を図り、供給できるような体制を検討します。

衛生用品の配布以外にも、物価高騰への対策として光熱水費等価格高騰助成事業を、令和4年度に引き続き令和5年度も実施いたします。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

体調不安や発熱等の症状があり受診を迷っているなどのご相談があるときは、埼玉県コロナ総合相談センターを案内しております。あわせて、発熱等の症状がある方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を探す「埼玉県指定診療・検査医療機関」システムのご案内もしております。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

初回接種より基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者等できるだけ早期に接種ができるよう、準備を進めてまいりました。現在、令和5年春開始接種が開始されており、前回接種から3カ月が経過した対象者の方への対応を進めております。

なお、個別接種の体制も整えており、基礎疾患等をお持ちの場合は、かかりつけ医で接種が可能となっております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

令和4年度に実施した障害福祉事業所に対する光熱水費等価格高騰助成事業を令和5年度も実施いたします。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいた

します。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

現在、当町で手帳のない難病患者の雇用は正規職員で1名です。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

保育所等待機児童数調査において、令和5年4月1日現在の待機児童数は、0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

町内保育所4か所の定員252人のうち、令和5年4月1日現在、定員を下回る236人の児童を受け入れております。年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児14人、1歳児37人、2歳児36人、3歳児46人、4歳児50人、5歳児53人の合計236人です。定員を超えた場合でも受け入れの弾力化を図ってまいります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

「子ども・子育て支援事業計画」では、認可保育所を増設等は考えておりません。現状でも定員割れをしている状況でありますので今後の状況を注視し慎重に検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

町内の保育所は障害児保育を実施しており、現在4人の児童を受け入れております。受け入れ枠は、保育所と協議の上柔軟に対応しております。補助金については、今後の状況をみながら慎重に検討してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

本町において認可施設に移行する認可外保育施設はございませんが、今後の状況を見ながら

慎重に検討してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

本町では、1歳児で4対1、3歳児は15対1で保育を実施しており、国の配置基準より少ない児童数で保育を実施しているところです。引き続き、児童や保護者に寄り添った保育運営に努めてまいります。また、保育士の定着支援のため宿舎借り上げ支援事業ということで新たに保育士となった方のアパート代等について、1年間月額上限51,000円を補助しておりますが、これまでのところ実績がございません。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

現在「運営改善費」として、町内の保育所に対して町単独の補助金を支給しております。また、保育士の配置基準につきましては、国から正式な通知等がきておりませんが、町といたしましては国の配置基準に準じた配置を検討してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

給食食材費の実費徴収について、物価等の価格高騰を起因とした保護者負担が増加しないよう町内保育所に対し定員数に応じた補助金を支給してまいります。

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】

嵐山幼稚園では、給食費を負担していただいておりますが、そのうち副食費免除となる方は、毎月の給食費から副食費相当額を免除した金額を納入いただいております。免除の条件は、収入額が一定額に満たない世帯のお子さん、収入に関わらず第3子以降のお子さんです。また、私立未移行園に通うおさんは、該当する場合は申請をしていただき、副食費相当額を償還払いでお支払いします。なお、免除の条件は同じです。

町内保育所での副食費においては、家庭の所得状況に応じた減免を実施しておりますが、無償化につきましては、近隣の状況を確認し研究してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外の保育施設については、今後も国基準に基づき、年1回指導監督を実施してまいりますとともに研修につきましても、埼玉県が実施する研修を周知し、参加についてお願いしております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

町内の保育所は、全て民間保育所ですが、保育所の意見も十分に取り入れ可能な限り運営に支障がないよう配慮してまいります。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育室の運営は、国の基準に基づき実施しております。令和5年度は、1施設において利用希望が多く、待機児童が出ておりますが、設置する小学校とも協議し、一部スペースを開放していただくことで待機児童の解消が図れる予定でおります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両

事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育室は、指定管理者制度を導入し運営しております。放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、支援員の処遇改善を実施しているほか、指定管理者と定期的に指導員の確保について協議を実施してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本町では、引き続き複数配置に努めております。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

埼玉県と実施する医療費助成現物化は、対象年齢を18歳の年度末まで拡充しております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

18歳以上につきましては、こども医療費助成制度以外の制度で対応すべきと考えておりません。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】

機会をみて国へ要請したいと考えます。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

当町では18歳の年度末まで拡充しておりますが、全県での引き上げについて、機会をみて県へ要請してまいります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

国の動向を注視してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割の全額減免を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割りの軽減を実施しております。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

嵐山町では、安全安心な学校給食を提供していくため、嵐山町産の野菜の活用を実施しております。令和4年度は年間使用量の30.2%を嵐山町産野菜が占め、16品目にのぼりました。なお、米は100%嵐山町産を使用しています。

無償化に関しては、大きな財政負担も生じるため、町全体で慎重に考えていく必要があると思います。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

当町の生活保護の実施機関は埼玉県であり、県のしおりを活用してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

当町を所管する生活保護の実施機関は、埼玉県西部福祉事務所になります。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所になります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護の実施は、県の福祉事務所で行っており、通知書様式は、県が決定しているものがあります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所ですが、町といたしましても機会があることにケースワーカーの増員を要望してまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所になります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

低所得者世帯に対し、電気・ガス・食料品等価格高騰給付金を支給いたします。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

町村部における生活困窮者自立支援事業、生活保護制度はいずれも県が実施機関となっておりますが、庁内での高齢者担当課等及び民生委員等の関係機関と連携し生活に困っている方の把握に努めております。また、引き続き生活困窮者相談支援事業所、県福祉事務所と連携して

まいります。